

柳郷地にお住いの あなたのための 防災・減災・避難の 手引き

柳郷地の状況を反映した手引書です。
各世帯の**玄関などに常備**してください。
避難時は携帯してください。
最新版をスマホで見ることができます。
QRコードでアクセスして下さい。

《 第 1.0 版 》



柳郷地自治会 自主防災会

令和3年8月7日

本冊子は柳郷地自治会自主防災会が会員に貸与するものです。
自治会を退会される場合は、組長に返却してください。
転居される借家の方は、次に入居される方のために、部屋に
残しておいてください。

【 改 定 履 歴 】

版	改訂日	主な改定内容
第 1.0 版	令和 3 年 7 月 1 2 日	正式 第 1 版
	令和 7 年 1 月 1 日	P7 柳郷地 消火栓／ホース／消火器配置図

三島市作成の「地区防災計画書」のひな形を元にしてあります。

自主防災会長が、大きな変更がある時に該当ページを更新し、

差し替えページを配布するとともに、

自治会ホームページも更新します。

目 次

第1章 基本的な考え方	4
1 地域として大事にしたいこと	
2 本手引きの位置づけ	
第2章 柳郷地の特性	5
1 柳郷地自治会の特徴	
2 柳郷地の災害・防災の特性（ハザードマップから）	
3 柳郷地周辺のハザードマップ	
4. 柳郷地 消火栓/ホース/消火器 配置図	
第3章 柳郷地自主防災会の体制	8
1 自主防災会の体制	
2 各班における災害時・平常時の役割	
3 地震発生時の時系列での各班の行動	
4 柳郷地 防災資機材や備蓄食料、	
第4章 災害発生時の行動	12
1 地震発生時の行動	
2 風水害時の行動	
第5章 平常時の取り組み	21
1 各家庭のそなえ（チェックリスト）	
2 ご自身の心のそなえ（イメージトレーニングの勧め）	
3 フェーズフリー防災の考え方	
4 店舗・事業者の皆様へのお願い	
資料 災害情報の収集方法	25
1 最寄りの避難所等の情報収集	
2 気象情報の収集	
3 市が発信する避難情報等の情報収集	
4 緊急時の連絡先	

第1章 基本的な考え方

1 地域として大事にしたいこと

それは、**自助、共助**です！

大規模災害の時は**公共の助け（公助）**はなかなか得られません。
阪神大震災の例（下図参照）のように生き埋めや閉じ込められた際に、
消防車や救急車はなかなか来られません。

まずは**自分の身は自分で守る、家族を守る（自助）**が最優先です。
家族の無事が確認できたら**黄色いリボン**を掲示し、複数の人で**黄色いリボン**
の出していない隣近所の方を助けましょう（共助）。

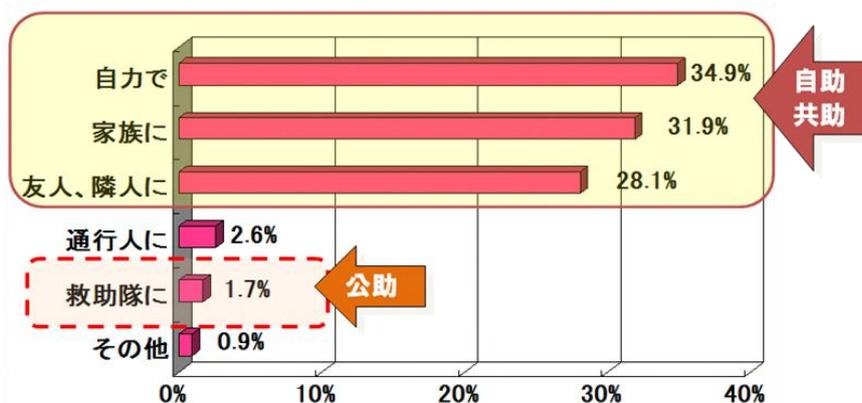
消防車が来ないときは、自分たちで消火栓と消火ホースを使い消火活動する必要もあります。

日頃の防災・減災・避難の訓練とイメージトレーニングが大切です。

阪神淡路大震災における救出活動の実例

阪神淡路大震災において、神戸市内で生き埋めや閉じ込められた際に誰に救助されたかを調査したものです。

大きな災害では、自助・共助の力が大勢の命を救うことにつながることを示しています。



（出典「(社)日本火災学会:兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」）

2 本手引きの位置づけ

(1) 作成主体

柳郷地自治会 自主防災会 が作成、維持、更新します。

(2) 対象地区の範囲

この計画の範囲は「三島市柳郷地自治会」の範囲とします。

第2章 柳郷地の特性

1 柳郷地自治会の特徴

- 柳郷地は以前、水田、畑山林、せせらぎからなる農村でしたが、昭和58年に土地区画整理事業で整地され住宅地となりました。
- 持ち家と借家が約半数ずつの235世帯（令和3年3月現在）で構成されています。
- 現在20以上ある事業所、店舗も柳郷地で活動されています。
- 柳郷地自治会の会員は、同時に柳郷地自主防災会の会員です。自主防災活動に努めてください。

2 柳郷地の災害・防災の特性（次ページハザードマップから）

- 町内の東西を「がけ崩れ・土石流特別警戒区域」、「がけ崩れ警戒区域」で囲まれています。
- 水田や畑を土地区画整理事業で整地し住宅地となったため、地盤は固いとはいえません。（市の液状化危険度マップでは、「液状化はほとんどなし、被害なし」となっていますが）
- 一時避難場所（大規模地震などから一時身を守る場所）は「柳郷地中央道り遊歩道」です。東西の急傾斜地から遠く、余震が本震より大きい時も崖ぎわを通らず避難できます。
- 被災時、柳郷地自主防災本部も柳郷地中央道り付近に設営の予定です。
- 柳郷地グラウンド（柳郷地公園）、柳郷地集会所は一部が「土砂災害警戒区域」にかかっており避難には適切ではありません。
- 指定緊急避難場所（台風など切迫した災害からの避難）は「錦田小学校」です。
- 指定避難所（一定期間滞在避難）も「錦田小学校」です。
- 最も近い救護病院は以下です。

三島総合病院 975-3031

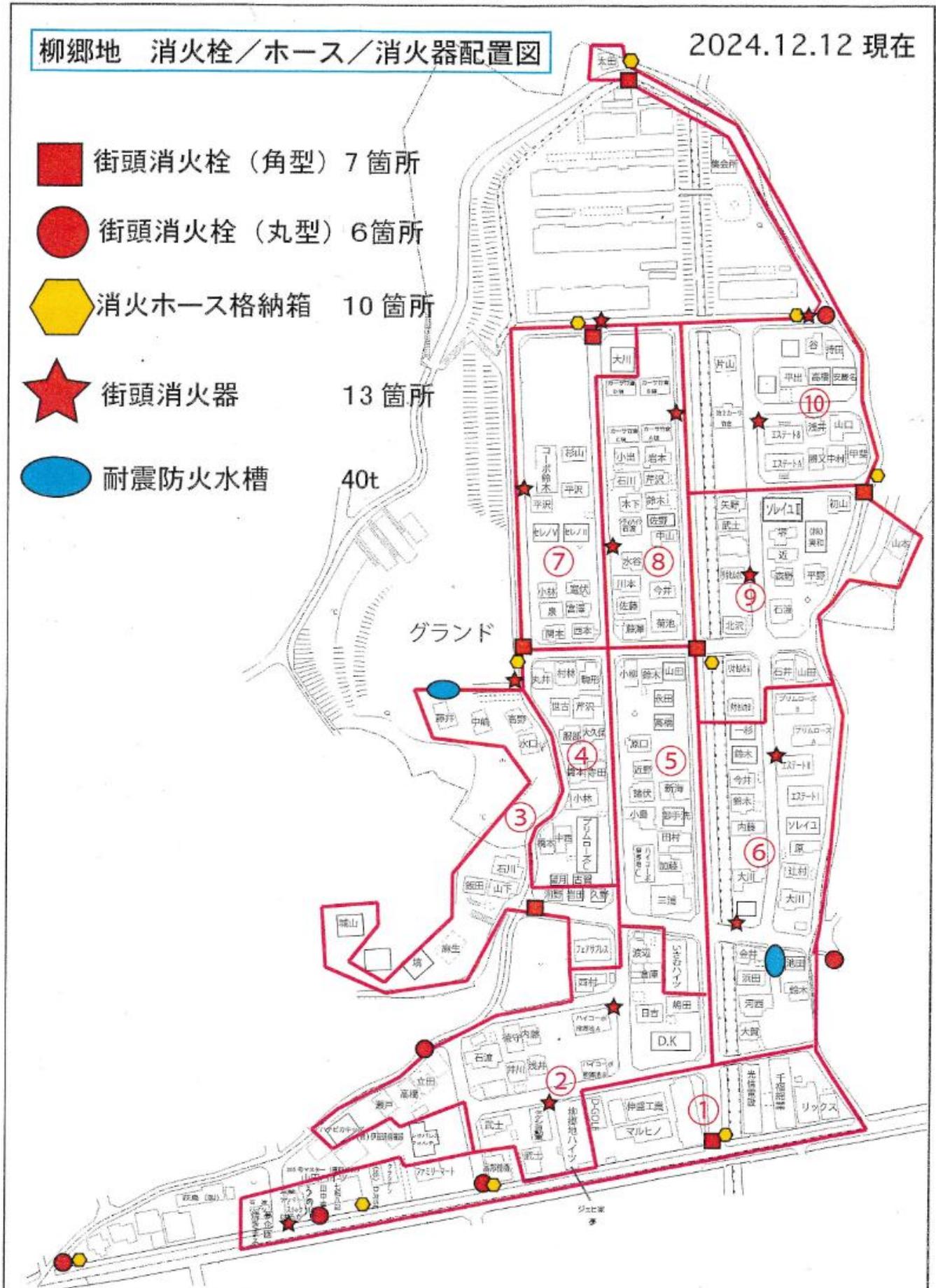
三島東海病院 972-9111

軽い怪我は、柳郷地自主防災本部、指定避難所「錦田小学校」で手当てできます。

3 柳郷地周辺のハザードマップ(R3三島市の防災サイトより)

赤色＝がけ崩れ・土石流特別警戒区域
黄色＝がけ崩れ警戒区域



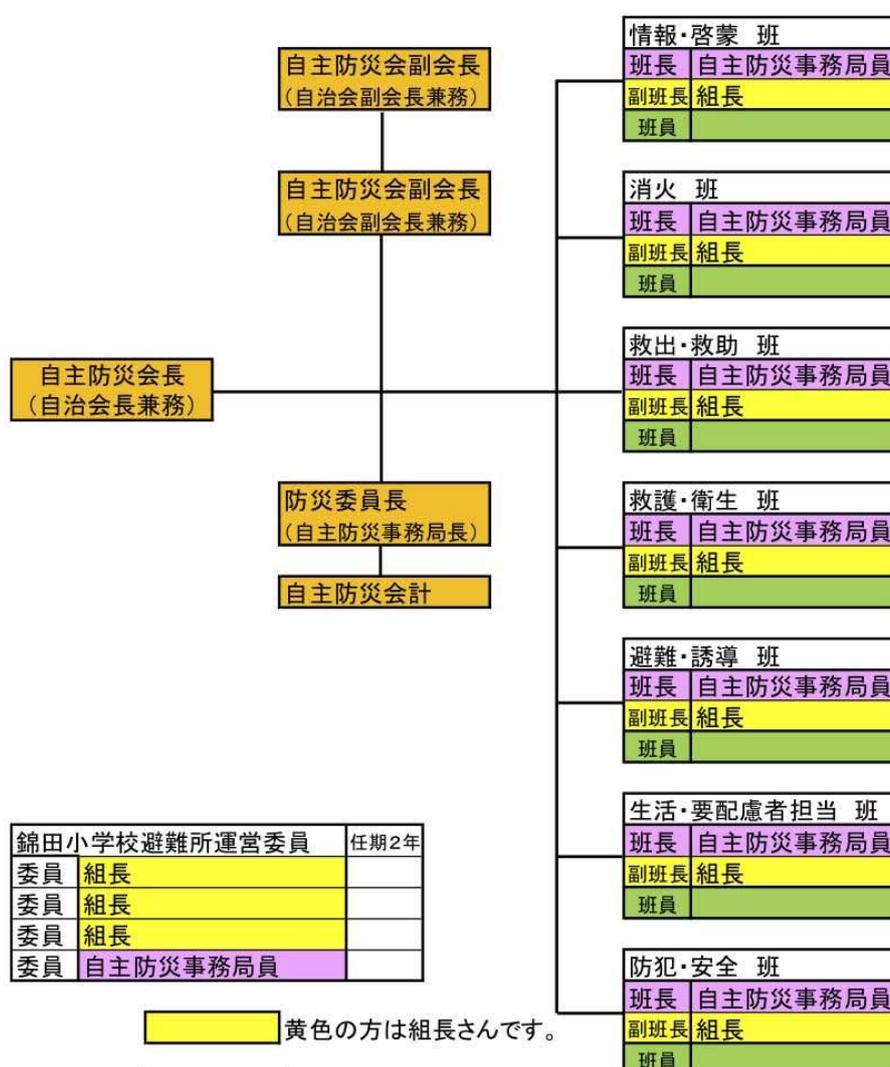


第3章 柳郷地自主防災会の体制

1 自主防災会の体制

柳郷地自主防災会の会長・副会長は、自治会の会長・副会長であり、防災事務局員が班長を務め、各組長が副班長を務める組織体制です。

柳郷地自主防災会の組織体制



班員

災害時の各班の班員は、自主防災本部に参集できた方を充て行動することになります。

2 各班における災害時・平常時の役割

班 名	災害時	平常時
会長(副会長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災活動の指揮 ・ 自主防災本部の運営(会長の補佐・代理) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本組織の代表としての各班の活動の総括(会長の補佐・代理)
防災委員長 防災委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会長の補佐、各班の統括 ・ 自主防災本部の設置 ・ 避難行動要支援者名簿、世帯台帳、人材台帳の用意 ・ 避難所の立上げ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災訓練の企画 ・ 地域の自主防災地図の作成 ・ 自主防災組織編成表の作成 ・ 世帯台帳・人材台帳の作成 ・ 防災資機材の整備計画の作成 ・ 避難所運営基本マニュアルの周知
情報・啓発班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の被害状況の把握・伝達 ・ 市災害対策本部からの情報伝達 ・ デマ防止 ・ 避難所運営本部との連絡調整 ・ 他自主防災組織との連絡調整、連携 ・ 市災害対策本部への被害報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災知識の普及、啓発 ・ 自主防災活動の情報収集 ・ 安否確認(黄色いリボン作戦等)の啓発
消火・生活班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出火場所の確認 ・ 消火活動人員の割振り、活動指示 ・ 消防署への連絡 ・ 炊き出し及び食料の調達 ・ 飲料水・生活必需品等の調達・配分 ・ 在宅避難者の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消火器・可搬式消防ポンプの使用方の指導 ・ 消火訓練の実施 ・ 感震ブレーカー設置の周知 ・ 非常持出品の広報啓発 ・ 炊き出し用具の備蓄
救出・救助班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要救出者の確認(黄色いリボンの活用) ・ 救出人員の割振り・救出指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救出用資機材の調達と整備 ・ 救助技術の習得 ・ 救出・救助訓練の実施
衛生・救護班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 搬送人員の割振り ・ 重傷者・中等症者の搬送 ・ 軽症者の応急処置 ・ 食中毒・伝染病の予防 ・ し尿処理対策の実施 ・ ごみの収集所の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急手当や衛生知識の普及 ・ トイレ対策の啓発 ・ ごみ処理対策の検討
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難誘導の指揮 ・ 安否確認情報の収集 ・ 安否不明者の取りまとめ ・ 在宅避難者の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集会所・危険箇所の安全点検 ・ 避難訓練の実施
要配慮者班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要配慮者(高齢者、障がい者)の避難誘導 ・ 要配慮者の安否確認の指揮 ・ 要配慮者の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難行動要支援者名簿の作成協力 ・ 避難支援の個別支援計画の作成
安全点検・防犯班	<ul style="list-style-type: none"> ・ ブレーカー遮断の実施 ・ ガス等の消し忘れ防止の周知 ・ 地域内の安全点検 ・ 盗難等犯罪の防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災倉庫の防災資機材の管理・点検 ・ 地域内の巡回点検 ・ 地域の危険物調査 ・ 防犯訓練の実施

3 柳郷地 防災資機材や備蓄食料

(1) 防災倉庫の位置と主な収納備品

- ・ 竹倉グラウンドの東側の倉庫群が防災倉庫です。
- ・ 防災倉庫の鍵は防災会長、防災事務局員全員が所持しています。
- ・ 被災時に鍵を開ける人が近くにいないければ、扉は壊してください。
- ・ グラウンドは一部、土砂災害計警戒区域にかかっており、**大きな余震によるがけ崩れに十分注意**してください。



配置図を意図的に削除してあります

【 グラウンド側 】

【 道路側 】

(2) 主な 防災資機材や備蓄食料 一覧 (R3年4月時点)

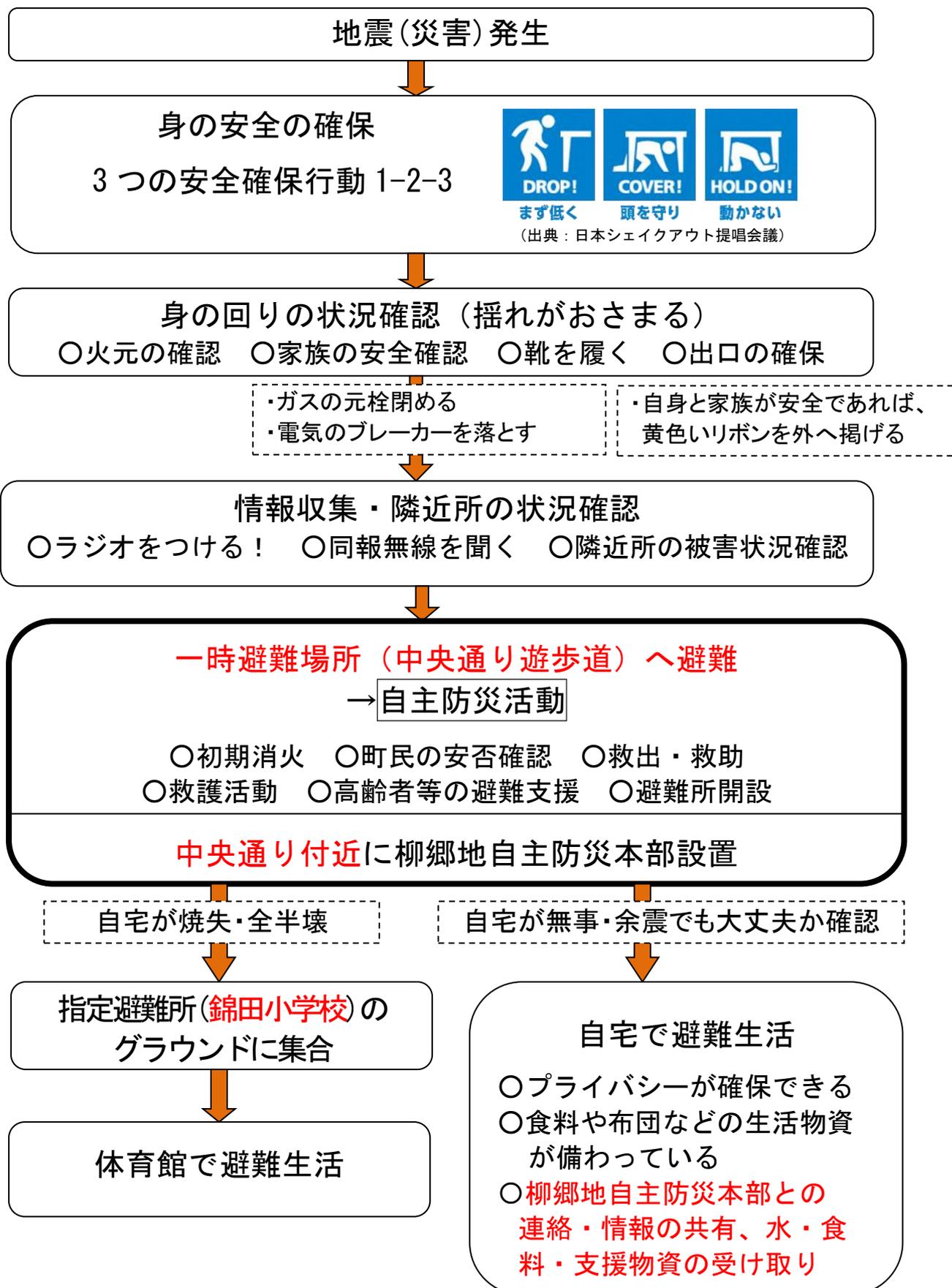
詳細な一覧は 自治会ホームページ 自主防災会 をご覧ください。

種別	品目	数量	保管場所	備考
情報伝達	電池メガホン	6	H	
	簡易無線機	21	H	
	トランジスタラジオ	7	H	
初期消火	消火器	4	H	
	C級 可搬式ポンプ	2	E	
	消火ホース (20m)	7	E	
	消火用バケツ	27	D	
救護用	担架	8	F	
	救急セット	6	G	
	簡易ベッド	26	F	
	車椅子	2		
	スコップ	55	D	
	バール・テコ棒	10	D	
	リヤカー	2	I	
	チェーンソー	4	I	
	軍手	60	H	
	避難用	ヘルメット	30	D
ヘッドランプ		12	I	
避難生活用	発電発電機	4	E	
	投光器	14	D	
	バルーン投光器 (ガス)	5	J	
	かまど、かまどセット	17	H	
	炊き出し器具	10	J	
	ブルーシート	22	F	
	防災用簡易ベッド	21	F	
	ドームテント (宿泊用)	5	F	
	防災用毛布	38	F	
	仮設トイレ	50	H	
	非常用排便収納袋	300	H	
	トイレ用パーソナルテント	5		
	防災折畳様式トイレ	25	H	
消耗品	乾電池 (単1, 2, 3)	140	I	
医薬品	三角巾、ガーゼ、消毒薬		H	
	不織布マスク	600	H	
非常用食料	アルファ米	6000	G	

第4章 災害発生時の行動

1 地震発生時の行動

災害時に各家庭では、次の流れ図のとおり行動してください。



大規模地震が発生したら (時系列)

(1) 自助

最優先で自分の身を守る



揺れが収まってから行動する



ガスに引火して爆発する危険があるので
火をつけない



ブレーカーを落とす



火災や爆発の危険があるので
電気のスイッチに触らない



出火の原因をつくらない



閉じ込められたら
大声を出し続けると体力を消耗し
命の危険があります。
硬い物でドアや床をたたいたり
大きな音を出して
自分が屋内にいることを知らせます。

(2) 共助

日頃からご近所の方と声を掛け合って、情報交換してください。

ご近所づきあいが非常に大切です。

【柳郷地の 黄色いリボン作戦】

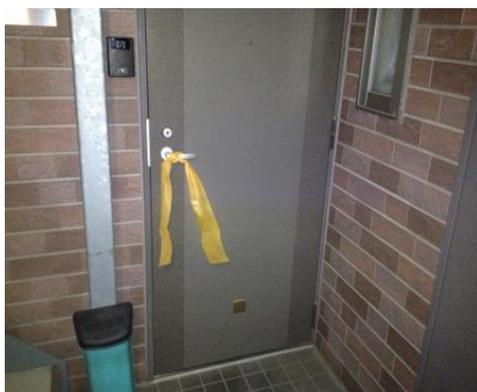
家にいる家族が全員無事だったら、黄色いリボンを玄関先や道路から良く見える手すりなどに掲げてください。黄色いリボンが手元になれば、目立つ白いタオルでもかまいません。

救助にまわる人に「わが家は大丈夫。他の人を助けてほしい」と知らせることで迅速な救助ができます。また安全確保できた皆さんが、自らご近所の救助にまわるときも目安になります。黄色いリボンが出ていないお宅に声をかけてください。

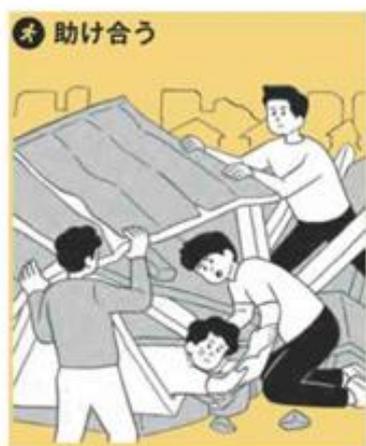
我が家が大丈夫なら、皆さんが助ける側の人になってください。



出典 三島市防災ウェブサイト



出典 東京都発行「東京防災」p44 利用許諾済み



いざという時は助け合うことが重要です。

大災害時は、広範囲が被災します。
公共の助けは期待できない。
隣近所で助け合うことが非常に重要になります。

危険を伴いそうなときは、一人ではなく、
複数の方を呼んで助け合ってください。

出典 東京都発行「東京防災」p52 利用許諾済み

(3) 要支援者リストの活用

自主防災会では、皆さんから提出して頂く「防災世帯台帳」から要援護者と有資格者の情報を抽出し、**緊急時のみ開封可能な「要支援者リスト」**を作成しています。

柳郷地の世帯地図に、高齢者のみの世帯、要援護者の方がいらっしゃる世帯を一目で分かるように記載してあります。

このリストを持っているのは

自治会長（防災会長兼務） 1名

自治会副会長（防災副会長兼務） 2名

自治会会計 1名

自主防災事務局長 1名

合計5名です。

このリストは災害時（大規模地震発生時、風水害による避難時）に開封し、まわりの方と要支援者を助けるために使用します。

しかし、要支援の方がいる世帯ではこのリストに頼らず、**日頃からご近所の方に、いざという時の支援をお願いしておく**ことも大事です。

(4) 避難場所

大規模地震発生時の**一時避難場所**は**柳郷地中央通り遊歩道**です。

- ・ 自宅で暮らせるなら、**自宅で避難生活（在宅避難）**してください。
- ・ 自宅の被害が大きく自宅で暮らせない場合は
指定広域避難所の 錦田小学校 で避難生活してください。

錦田小学校避難所は市内4つの指定広域避難所の一つで救護所が設置され、医師が常駐します。

給水車、食料の支援がおこなわれ、電力も優先的に供給されます。

(5) ケガ人の搬送

【ケガ人の搬送順位を決めてください】

被災現場でケガ人を病院へ搬送する順位を決めるのは皆さんです。被災現場には医師や看護師は、まずいません。救急車もすぐには来ません。皆さん自身が、応急処置をするとともに、搬送順位を決めて（トリアージ）、皆さんで搬送（応急担架、自家用車で）する必要があります。

赤：最優先搬送者（最優先治療）

直ちに治療を開始しないと生命が危うい者

（意識がない、大量出血、長時間挟まれていた、など）

黄：要搬送者（非緊急治療）

2～3時間、処置を遅らせても生命に別条はないが、

入院治療が必要な者（傷は大きい止血できている、骨折など）

緑：搬送不要者（軽処置）

治療が後回しになっても、当面、生命に別条がない者

黒：搬送は最後（不処置）

意識や呼吸・心拍などにより生命兆候がないと判断される者

【非常に危険な「クラッシュ症候群」に注意ください】

「手足を2時間以上挟まれていた」「麻痺がある」

このようなケガ人は**最優先搬送**になります。

挟まれているときは比較的元気でも、助け出された後に急激に状態が悪化して、死亡することがあります。

【ケガの度合いによって搬送先が異なります】

重篤な場合は 救護病院へ

三島総合病院 975-3031

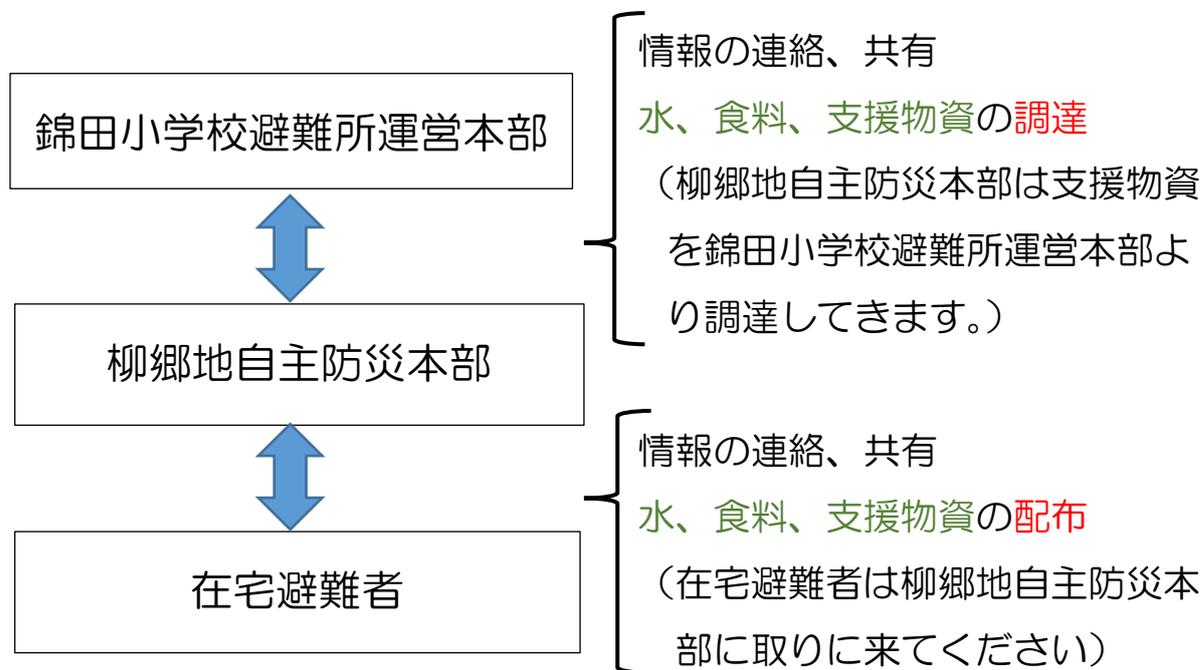
三島東海病院 972-9111

重篤でない場合は、錦田小学校の救護所へ

スリキズなど**軽傷**の場合は、**柳郷地自主防災本部**へ（応急処置）

(6) 情報と連携

大規模地震発生時の一時避難場所は柳郷地中央通り遊歩道です。
柳郷地自主防災本部も中央通り付近に設置の予定です。



(7) 在宅避難

自宅で生活が継続できる状況なら
在宅避難をしてください。

事前に自宅の耐震化をおこない、
食料や水など必要なものを日頃から備え
可能な限り在宅避難できる準備を整えて
ください。



出典 東京都発行「東京防災」p54 使用許諾済み

自宅での**日常の備蓄は重要**です。

日常消費している水や食料品を少し多めに購入し
消費しながら、この状態を維持するために買い足してください。
この「**ローリングストック方式**」がお勧めです。

第五章の「**各家庭のそなえ (チェックリスト)**」を参照ください。

(8) 大規模地震発生直後の考慮点

- ① 本震より余震の方が大きいことがある（2016年の熊本地震の例）
- ② 停電、輪番停電は長期になる可能性がある
- ③ 水不足時、竹倉自治会から湧水が出ていれば、いただける
- ④ 下水道管が破損している可能性があるのでトイレに水は流さない
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症予防対策は、避難時も必須
（三密を避け、マスク着用、手洗い、消毒殺菌）

(9) 避難先での活動

避難時は自ら役割を見つけて、積極的に活動してください。座ったまま、情報や支援物資が届くのを待つだけだと、エコノミー症候群になりやすいといわれています。

在宅避難や指定避難所での避難で、すべきことは沢山あります。

- ・ ご近所さんや周辺道路のあと片づけ
- ・ テントの設営、炊き出し、支援物資の配給、軽い怪我の手当
- ・ 町内の被害状況の情報の収集、自主防災本部への伝達
- ・ 災害用簡易トイレの設置、維持 などなど

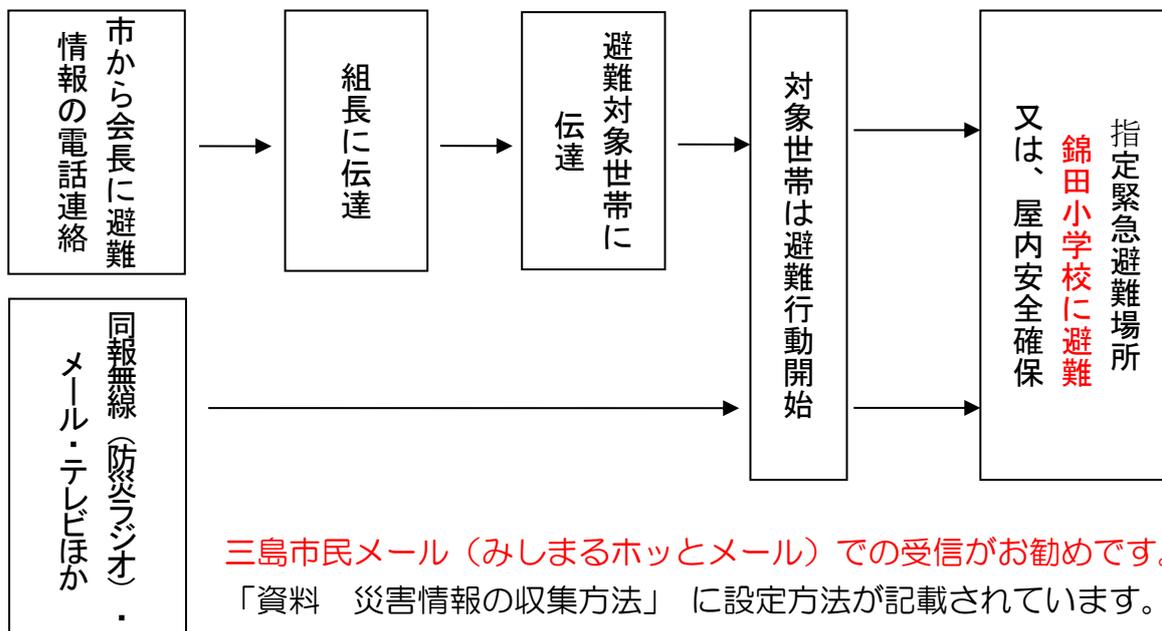
柳郷地自主防災本部や指定避難所運営組織からの要望があれば、積極的な協力をお願いします。

新型コロナウイルス感染症対策をして活動ください。

2 風水害時の行動

暴風雨時に市災害対策本部から避難情報が発令されたら、次の流れ図のとおり避難対象者に避難情報を伝達します。

(1) 避難情報伝達の流れ



(2) 避難対象地区は土砂災害警戒区域（ハザードマップ）

(3) 避難行動の種類

区分	避難場所	説明
立ち退き避難 (水平避難)	錦田小学校、親戚、知人宅など	その場を立ち退き、近隣の少しでも安全な場所に一時的に避難すること
屋内安全確保 (垂直避難)	自宅などの居場所	自宅などの居場所や安全を確保できる場所に留まること
	自宅の2階、居住建物の高層階	切迫した状況において、外への避難が危険なため、屋内の2階以上に避難すること



(4) 避難情報と住民に求められる行動 (令和3年5月に改訂)

避難情報	立ち退き避難が必要な住民に求められる行動	災害の切迫性
自主避難	<ul style="list-style-type: none"> ●市から避難勧告等が発令されていない場合でも「自らの命は自ら守る」という心構えで身の危険を感じたら自主避難すること。 ●指定緊急避難場所に避難するときは市に連絡すること。 	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; position: relative;"> <div style="position: absolute; top: 5px; left: 50%; transform: translate(-50%, -50%); font-size: 2em;">低</div> <div style="position: absolute; bottom: 5px; left: 50%; transform: translate(-50%, -50%); font-size: 2em;">高</div> </div> </div>
高齢者等避難 【警戒レベル3】	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者、障がい者等の要配慮者は、立ち退き避難すること。 ●その他の方は立ち退き避難の準備をすること。 ●状況に応じて自発的に立ち退き避難する。特に土砂災害については、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅へ避難すること。 	
避難指示 【警戒レベル4】	<ul style="list-style-type: none"> ●避難対象の方は全員避難すること。※ 	
緊急安全確保 【警戒レベル5】	<ul style="list-style-type: none"> ●立ち退き避難中の方は、確実に避難を完了すること。 ●避難勧告の対象地域で、まだ立ち退き避難していない人は、速やかに避難を開始すること。※ 	

※指定緊急避難場所への移動が、かえって危険と判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や屋内での安全確保を行う。

(5) 各家庭及び自主防災会で風水害当日に心がけるべきこと

災害情報・避難情報を取りに行くこと	<ul style="list-style-type: none"> ・同報無線は聞こえない →市民メール・防災ラジオ・テレビ・市HP、SNS等で情報を取得 ・気象情報に注意する
早めの避難を心がけること	<ul style="list-style-type: none"> ピーク時には避難しない →道路が冠水し危険であるため移動できない

【テレビで川の水位や避難情報が見れます！】



NHK→リモコンのdボタン
→水位・雨量情報や避難情報

【防災ラジオ 1台1,000円

三島市役所危機管理課で販売中】



第5章 平常時の取り組み

1 各家庭のそなえ（チェックリスト）

各家庭で以下をチェックください。

	チェック	ポイント
重点実施	<input type="checkbox"/> 住宅の耐震化	特に昭和56年以前建築の住宅の耐震化の促進
	<input type="checkbox"/> 家具類の固定化	家具の固定又は利用の少ない部屋へ家具の移動
	<input type="checkbox"/> 飲料水や食料の7日分の備蓄	食料は7日間人数分のローリングストックを活用、飲料水は1人1日3Lを7日分備蓄
	<input type="checkbox"/> 災害用トイレの対策	携帯用トイレ、簡易トイレ、ビニール袋、凝固剤等の備蓄（5回/日 x 7日 x 家族人数 4人なら140セット以上必要）
家庭内の対策	<input type="checkbox"/> 感震ブレーカーの設置	電力の復旧に伴う通電火災に備える
	<input type="checkbox"/> 家庭用消火器の設置	台所近くに設置すること
	<input type="checkbox"/> 安否確認用黄色いりボン作戦	黄色いりボン、ハンカチ、タオルなどを道路側に掲げ、我家は大丈夫！を表示（白いタオルでも可）
	<input type="checkbox"/> 非常用持ち出し袋の備え	ライト、ラジオ、予備電池
	<input type="checkbox"/> 寝室の備え	寝室の近くに履物、ライト、ラジオ、衣類、簡易テント等の用意（特に履物は重要）
家族間	<input type="checkbox"/> 災害時の情報収集手段の確認	テレビ、ラジオ、市民メール、同報無線、SNS等、ハザードマップ
	<input type="checkbox"/> 家族間の連絡手段	災害伝言ダイヤル171の活用、家族の集合場所及び連絡方法
子供	<input type="checkbox"/> 中高生の役割	中高生は立派な防災の担い手です。役割を決めて伝え、いざというとき活躍していただきましょう
地震・風水害対策	<input type="checkbox"/> 地域の危険箇所を把握	ハザードマップや三島市HPで危険な箇所を確認して、避難対象の地区はどこか確認
	<input type="checkbox"/> 避難場所や避難経路を確認	避難対象地区の避難場所や避難経路を確認し、避難経路で土砂災害が発生しないか、浸水して通れなくならないか確認
	<input type="checkbox"/> 地域内での連絡方法の確認	市→町内会長→防災委員→避難対象世帯（各町内で明確にする）の連絡網の構築

2 ご自身の心のそなえ（イメージトレーニング の勧め）

新型コロナ禍では集まっての避難訓練が困難なので、折に触れて
イメージトレーニングすることをお勧めします。

たとえば以下の状況にどう対応しますか？

- **たった今**、この手引書を読んでいる時に大規模地震がきたとしたら、あなたはどう行動しますか？
- 日中、**柳郷地から離れたところで仕事**中に大規模地震がきたとしたら、あなたはどう行動しますか？道路は大渋滞、電車やバスは動きません。
- **強烈な暴風雨をともなう台風**が3日後に静岡県付近に上陸するかもしれないとの予報が出されました。今、あなたはどう行動しますか？
- 本震も大きかったが**余震の方が大きい**かもしれない。在宅避難のままで良いか？
- **停電が一週間**続くと連絡があった

年一回の防災訓練や防災備品のチェックも大切ですが、日ごろの**心構えの訓練**も重要です。

3 フェーズフリー防災の考え方

個人で防災準備を行うと、費用もかかり収納場所も必要で、いざという時には消費/賞味期限切れになっていたりします。

そこで、「平常時」「災害時」という「フェーズ（局面）」を取り払って平常時と災害時の両方で差がなく利用でき、両方の価値を同時に高めるといふ新しい考え方があります。

「防災からフリーになる」、「備えない防災」といえます。

例えば以下のようなアイデアがあります。

- 週一回、火がなくても食べられる食品（缶詰、レトルト）の曜日を決めて消費し、7日分（21食/一人）をローリングストックしていく
- 500ml ペットボトル数本に水をためて冷蔵庫に入れておき、古いものから毎朝1本ずつ使っては、くりまわす
- 懐中電灯にもなる充電式デスクライトをベッドサイドで使用する
- 室内ではスリッパを履く習慣にする（割れガラス対策）
- モバイルバッテリーにもなる充電用充電器を日常的に利用する
- 自動車のガソリンや暖房用の灯油が半分になったら、満タンにする習慣にする
- 電池やカセットコンロのボンベは多めに用意しておき、古いものから使用し、翌日、即補充する
- 車を買替える時は、100V 交流コンセントを装備したものにして、車中でのスマホの充電を習慣にする（自動車は蓄電池/発電機です）
- 三島市の同報無線は、日ごろから防災ラジオとLINE で内容を知る
- お買い物用エコ袋は、水を貯めて運べる丈夫なものにする
- 初めての場所に来た時「今、ここで大規模地震が起きたら」とイメージトレーニングすることを習慣にする

みんなで「平常時」「災害時」の垣根を取り払うアイデアを交換し合い、少しずつでも「備えない防災」を実現していきましょう。

4 店舗・事業者の皆様へのお願い

三島市の防災のページ 「事業所 平常時の防災活動」 から要約いたします。

<http://www.city.mishima.shizuoka.jp/bousai/detail000141.html>

三島市では、災害時に企業の果たすべき役割として、以下の3点が記載されています。

- 従業員、顧客の安全
- 経済活動の維持
- 地域住民への貢献

被災時に、本来業務・サービスの安定稼働や早期復旧を目指すのはもちろんですが、災害時の企業の地域貢献活動は、**平素から取り組んでいる企業活動の延長上、事業特性（企業の強み）を活かしたものが、結果的に地域ニーズへのタイムリーな支援となると考えられます。**

今後、柳郷地自主防災会と店舗・事業所が話し合っ、協働防災体制が構築でき、柳郷地での防災情報共有化のための仕組みや、防災に係るリーダー的人材の活躍など、**一緒に協働できることを期待**しています。

資料 災害情報の収集方法（複数方法の確保が必要）

1 最寄りの避難所等の情報収集

アプリ名	概要	入手方法
静岡県総合防災アプリ	各種緊急情報の通知、ハザードマップの確認、平時の防災学習や避難トレーニングまで、災害時に幅広く役立つアプリ	 上記 QR コードでアクセス

2 気象情報の収集

テレビ、ラジオのほか、下記のサイトで気象情報等入手することができます。

サイト名	概要	URL
国土交通省 川の防災情報	全国の雨量、河川水位、積雪情報などをリアルタイムで公開	https://www.river.go.jp/portals/#80
静岡県土木総合 防災情報 (サイボスレーダー)	静岡県の気象情報、雨量、河川水位、観測地点のライブカメラ映像など	http://sipos.pref.shizuoka.jp/
気象庁	気象庁が発表する気象情報、地震・津波情報を掲載	http://www.jma.go.jp/jma/index.html
静岡県の土砂災害情報	土砂災害危険箇所マップ、土砂災害警戒区域、特別警戒区域マップなど掲載	http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-350/sabouka/dosyasaigaijohoumap.html

3 市が発信する避難情報等の情報収集

サイト名	概要	登録、受信方法など
みしまるホットメール	三島市が行っている登録制のメール配信サービス。避難情報や災害等に関し緊急情報を配信する。また、防犯情報やイベント・お出かけ情報など、様々な情報を選択して受信することが可能。※登録は無料ですが、メールの送受信は負担となります。	【登録方法】 下記アドレスかQRコードで空メールを送信して登録 ・メールアドレス mishima-entry@sbsrelief.isseimail.jp ・QRコード 

三島市地震・防災情報トップ	三島市公式ホームページ内の地震防災情報に関するページ。	三島市災害情報 検索 
ライン	三島市公式ライン	三島市公式ライン 検索 
フェイスブック	三島市公式フェイスブック	三島市公式フェイスブック 検索 
ツイッター	三島市公式ツイッター	三島市公式ツイッター 検索 
FMラジオ	災害時に三島市が発信する緊急情報をFM局が放送。	FMみしま・かなみ 77.7MHz
同報無線 (声の広報)	市内に設置している屋外スピーカーを用いた音声放送。	【同報無線テレホンサービス】 同報無線（声の広報）で放送した内容（過去24時間以内）の放送内容を電話で確認できます。 ・フリーダイヤル 0120-212184（通話料無料） ・フリーダイヤルが利用できない場合 055-975-2121（通話料有料）
防災ラジオ	同報無線（声の広報）を受信できる「防災ラジオ」を販売。 	危機管理課にて1台1,000円で販売 ①AM・FM・同報無線が受信可能です。 ②同報無線の自動受信、ラジオ放送の自動切換えができます。 ③電源は単三乾電池3本、家庭用AC電源（100V）どちらも可能です。 ② LED ライト付きです。

4 緊急時の連絡先

施設	要請、問い合わせ	電話番号	備考
三島市 危機管理課	【三島市災害対策本部】 被害状況や避難情報等の市の対応等	055-983-2650	
三島市 健康づくり課	【三島市医療救護対策本部】 医療救護病院、救護医院、救護所について	055-973-3700	
富士山南東 消防本部	三島消防署	055-972-5800	
	災害テレホンサービス 火災や救助などの情報	055-983-0105	
	救急テレホンサービス	055-983-0116	
	火災や救急要請	119	
三島市社会福 祉協議会	【市災害ボランティア本部】 被災者が必要としている支援やボ ランティアの募集	055-972-3221	
三島市水道課	断水の復旧状況や水道管の破裂等	055-983-2659	
三島市 下水道課	下水道の復旧状況や下水道管の破 裂等	055-983-2661	
東京電力 カスタマー センター	停電の復旧状況や電線の切断・垂 れ下がり等	0120-995-007	平日・休日問わず 24H 対応
静岡ガス(株) 東部支社	ガス供給の復旧状況やガス漏れの 発見等	055-972-2811	
株式会社 NTT 西日本	公衆電話等の機器の故障、電話線 の切断・垂れ下がり等	113	平日・休日問わず 24H 対応
三島警察署	交通規制情報や犯罪の予防	055-981-0110	代表電話
伊豆箱根鉄道 (株)	鉄道の運行状況	055-977-1201	
(株)FMみし ま・かなみ	コミュニティエフエム	055-981-8600	
国土交通省 沼津河川国道 事務所	国の河川や道路の管理	055-934-2001	
静岡県沼津 土木事務所	県の河川や道路の管理	055-920-2202	
静岡県 東部地域局	県東部地域の災害対応	055-920-2180	

